

令和6年度

センター名

鈴鹿第7地域包括支援センター

# 事業計画書(案)

令和6年3月



1 総則

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織, 法人のかかわり方)	法人理念を参照しつつ、法人総括会議等に議題として提出し、策定した。
この事業計画の進捗管理手法	半期に一度、進捗状況について確認を行い、適宜修正・見直しを行う。
公平性, 中立性を確保するための体制	自法人の事業運営にとらわれず、より広い視野で、地域にある様々な社会資源と連携し活用する。また、各職員も行政から委託されている準公務員であるとの自覚のもと業務遂行に当たる。
個人情報保護体制	個人情報保護責任者を配置の上、個人情報保護にかかる研修(法人内)を行う。また、日頃より取り扱う情報の重要性を伝達し、社外持ち出しについては原則禁止の上、必要時は必ずセンター長の許可を得たうえで最小限にとどめる。また、事業所内において、鍵付き書庫、PCのパスワード保護等環境整備を行うほか、警備会社と業務委託契約を結び、夜間警備体制を敷く。
苦情処理体制	高齢者にとって身近な相談窓口であるとの自覚のもと、各種相談に真摯に対応し、苦情に発展する前に予防すること。また苦情解決責任者を配置し、苦情が寄せられた際は、利用者・ご家族・事業者等からの事情を聞き対応を検討するとともに、必要に応じて国民健康保険団体連合会への苦情申立についての援助を行う。さらに、寄せられた苦情について、事業所内でフィードバックし、再発防止に努めるとともに、研修(法人内)も行う。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(主任介護支援専門員)[ 1 ]人, 保健師[ 1 ]人, 社会福祉士[ 2 ]人, 主任介護支援専門員[ 1 ]人, 介護支援専門員[ 2.8 ]人, その他(事務員)[ 0.5 ]人
職員の研修実施計画	各専門職域に合わせた外部研修(関係団体が主催する各種制度についての研修等)及び法人内研修へ職員を派遣する。また、各職種ワーキング会議等に参加することにより基礎的知識の底上げを行うとともに、職場内OJTにより対応力向上を図る。
専門職間の連携体制	総合相談事業にかかる個別ケースについて、3職種を含め多職種によるカンファレンスにより援助方針を決定し援助に当たる。また、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務においても、職種にとらわれず常にチームによる支援体制をとる。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	担当圏域内まちづくり協議会及び民生児童委員との連携を軸に、圏域内で活動する介護支援専門員やサービス事業所からもニーズ把握を行い、各団体と地域課題を共有するとともに解決に当たる。
担当圏域の地域概況 (高齢者数, 高齢者世帯など)	令和5年9月末日現在 総人口 36,015 人 高齢者人口 65歳以上人口 9,535 人 うち, 75歳以上人口 5,412 人 高齢化率 26.5 % 75歳以上比率 15.0 %
地域資源の状況	医療機関、介護事業所等の医療・介護サービス事業所や、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、衣料雑貨店等生活必需品を扱う小売店舗も多い。令和6年より訪問診療専門のクリニックが開業し、白子駅周辺のショッピングセンターが令和6年度に開業予定。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標語「伸ばそう健康寿命☆高めよう地域力&amp; Well-being」</li> <li>・地域包括支援センターの周知</li> <li>・地域住民へのフレイル予防普及・啓発及び地域住民の健康寿命延伸に向けた取組</li> <li>・孤立・孤独対策としての集いの場活性化及びWell-beingの浸透</li> <li>・各まちづくり協議会との連携強化</li> <li>・データを用いた地域分析</li> </ul>

2-(1) 包括的支援事業  
ア 総合相談支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	地域福祉を支える民生委員、ボランティア、医療、保健、福祉の関係者や専門家と密な連携を保ち、地域での支援体制を構築するとともに、高齢者や認知症への理解を広げ、支援できる体制を作る。また住み慣れた地域で暮らし続けるようその人らしい生活ができるよう適切なサービスや機関・制度につなげる支援をする。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	三重県介護支援専門員協会鈴鹿支部、鈴鹿市デイサービス協議会、鈴鹿市ヘルパー協議会、老施協等との情報交換：随時
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	在宅登録医会年12回 鈴鹿市在宅医療地域包括ケア運営協議会、すずらんと連携する。
		3 地域自治組織とのネットワーク	各地域づくり協議会と連携する。
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	白子・栄・東部各民児協協議会へ参加する。 事例紹介による解決イメージの共有
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	地域サロン説明会の出席：年1回 圏域内サロンのネットワーク化する。 各サロン実施状況の把握をする。
		6 当事者組織とのネットワーク	介護者のつどい：年1回
		7 ボランティア団体とのネットワーク	ボランティアの集いへ出席する。
		8 生活支援コーディネーターとの連携	第2層協議体会議へ参加する。 地域ケア圏域会議を共催する。
		9 その他のネットワーク	実習生の受け入れ 障がい者総合相談機関、精神保健福祉グループ、難病支援グループと連携する。
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	総合相談による情報に基づき、速やかに実施する。
		2 地域住民からの情報収集	総合相談による情報に基づき、速やかに実施する。
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ)、(キ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	第7包括だよりの発行：年12回 HPを活用する。 包括だよりの発行：年4回
		2 夜間窓口の整備・周知	転送電話により対応する。 第7包括だよりの発行：年12回 HPを活用する。
		3 土曜・休日窓口の整備・周知	年末年始を除き、全日担当職員を配置する。 第7包括だよりの発行：年12回 HPを活用する。
		4 緊急時の連絡体制の構築	グループウェアを活用する。
		5 幅広い年代への周知方法	HPを活用する。
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	電話による受付の他、Email等により相談を受付する。
		2 個別ケースのアセスメント	包括内(3職種及びCM)にて対応を協議する。
		3 個別ケースの管理・共有	データベース入力及び共有ツールを活用する。
		4 相談内容の傾向分析	データベースを解析する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	各種別ごとにファイリングし、定期更新を行う。WEB検索を活用する。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	データ入力により管理する。
		3 解決困難な相談事例の市, 基幹型包括への報告体制	データで提出する。
		4 障がい分野との連携体制	ケースにより障がい福祉課、障害者総合相談支援センター、相談支援専門員と情報共有を行う。
		5 子育て分野との連携体制	ケースによりこども家庭支援課と情報共有を行う。
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	住民・関係団体から情報収集する。WEB検索を活用する。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	住民ニーズを把握する。ケアマネジャーニーズを把握(第7・8圏域ニーズ収集BOXの運用)する。共創プラットフォームを検討する。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	各種別ごとにファイリングし、定期更新を行う。データベースを構築する。
その他, 総合相談支援にかかる取組	5(1)ア(カ)	1 若年性認知症の支援	若年性認知症支援コーディネーターと連携する。

介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
------------------	---

この事業の実施方針	家族介護者への情報提供を行うとともに、離職防止のための各種制度を理解し、企業との連携により周知する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)	1 介護者のつどいの開催等	介護者のつどいの開催。年1回
その他, 家族介護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
イ 権利擁護業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持できるよう、問題の解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握	鈴鹿市権利擁護センター、ケアマネジャー・認知症初期集中支援チームと連携する。
		2 成年後見制度等の活用へのつなぎ	司法書士、行政書士、社会福祉士等各職能団体及び社協、行政と連携する。
		3 ケース検討による地域特性の分析	定期的なケース検討を実施する。
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ), (ウ)	1 虐待事例の把握	関係機関等に通報窓口を周知する。 圏域内事業所虐待検討会を設置運営する。
		2 虐待事例があった場合の対応	関係機関から情報収集を行うとともに、速やかに現状確認作業を行う。
		3 緊急時の連携施設の確保	長寿社会課と連携する。
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ), (ウ)	1 支援困難事例の把握	居宅介護支援事業所との連携及び相談窓口を周知する。
		2 支援困難事例への対応	関係機関から情報収集及び現状確認作業を実施し、介入する。
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	社会福祉士ワーキング等で情報交換する。
		2 民生委員, 介護支援専門員, 訪問介護員等への情報提供	各会議出席時に消費者庁発行見守り新鮮情報を配布し、説明を行う。
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催	権利擁護ネットワーク会議で検討する。
		2 権利擁護に関するその他の啓発活動	定期的なケース検討を実施する。
その他, 権利擁護にかかる取組			



法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で暮し続けることができるよう、個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの長期的な実施、ケアマネジャーの技術向上のためケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域のケアマネジャーの後方支援をするとともに、多職種の連携・協働によるケア体制を整備する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援	三重県CM協会鈴鹿支部と連携する。
		2 介護支援専門員と地域との連携支援	民生委員と介護支援専門員との橋渡しを行い、連携の強化を図る。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	相談窓口を周知する。
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	別紙参照
		3 制度・施策に関する情報提供	ケアマネジャー支援会議：年3回
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問	居宅介護支援事業所と連携する。
		2 サービス担当者会議への出席	居宅介護支援事業所と連携する。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		ケアマネジャーニーズの把握	SaaSを活用し、情報共有する。 定期サーベイランス環境を整備する。 第7・8圏域ニーズ収集BOXを運用する。

## 2-(1) 包括的支援事業

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## 【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

鈴鹿第7地域包括支援センター

令和6年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	圏域内ケアマネジャー向け研修会WEB (ケアマネジャー支援会議) 事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 鈴鹿第8地域包括支援センター 共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
7月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
8月	事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
9月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
10月	圏域内ケアマネジャー向け研修会WEB (ケアマネジャー支援会議) 事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 鈴鹿第8地域包括支援センター 共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
11月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
12月	事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
1月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
2月	圏域内ケアマネジャー向け研修会WEB (ケアマネジャー支援会議) 事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 鈴鹿第8地域包括支援センター 共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
3月	事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部



2-(1) 包括的支援事業  
 エ 地域ケア会議関係業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことによって、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていく(圏域別の課題については、各地域づくり協議会の進捗と調整を図りつつ、協議する他、課題把握には個別地域ケア会議を活用する)。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催	居宅介護支援事業所と連携する。
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	居宅介護支援事業所と連携する。
		3 地域ケア圏域会議の開催	年2回(生活支援コーディネーターとの協働)
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	地域課題の抽出によりテーマを設定する。
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	関係機関、各種団体と情報交換する。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	課題を整理する。
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力	鈴鹿市地域ケア推進会議へ参加する。
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	指定の様式を用いて基幹型地域包括支援センターを通して広域連合に報告する。
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	関係機関、各種団体と情報交換する。
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	定期(年2回)
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	居宅介護支援事業所と連携する。
		3 ケース選定の方法	包括内で協議する。
その他, 地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
オ 介護予防ケアマネジメント業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を適切に分析し、計画作成に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者と共に、設定された目標を達成できるよう支援する。また、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを組み合わせて、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。加えて、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者を「支えられる側」といった固定的な立場で区別するのではなく、自立支援を通じて介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、「社会参加」や「役割」、「居場所」、「出番」というキーワードを意識しながら行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	ケースカンファレンスを実施する。
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	ケースカンファレンスに基づいて実施する。
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	住民主体サービス、地域の予防活動を周知する。
		4 短期集中予防サービスの活用	ケースカンファレンスに基づいて実施する。
		5 モニタリングによる業務評価	計画期間中のうち、適切な時期を設定する。
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	フレイル予防にも言及しつつ、いきいき度チェックリストを活用する。
		2 一般介護予防事業等の情報提供	鈴鹿市との共催により、社会資源一覧を作成及び配布する。
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	生活支援コーディネーターとの連携により、地域サロン一覧を作成及び配布する。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		フレイル防止のための取り組み	鼓ヶ浦地区まちづくり協議会が実施するフレイル予防事業へ参画、出前講座を実施する。
		健康寿命延伸への取り組み	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業へ参画する。
		ヘルスリテラシー向上への取り組み	救急・健康フェアへ参画する。

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター

令和6年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、従来の介護予防にはなかった「社会参加」というキーワードを市民に啓発する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)ア, イ (ア), (イ)	1 各種介護サービスの存在, 利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	第7包括だよりの発行:年12回 HPを活用する。 包括だよりの発行:年4回
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	介護予防、フレイル予防のための冊子を作成する。
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	一般介護予防事業所との情報交換の場を設定する。
その他, 介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 2) 在宅医療・介護連携推進事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携
この事業の実施方針	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター, 在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	すずらんととの連携及び圏域内診療所と連携する。
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	相談窓口の周知及び意見交換
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	鈴鹿市病院部会と連携する。
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	すずらんととの連携及び多職種との情報交換 多職種主催の研修会参加 在宅医療勉強会への参加
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	すずらんととの連携 在宅登録医会への参加 圏域内ミニ症例検討会への参加
		3 効率的な情報共有	情報共有ツールの普及、促進
その他, 在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 3) 認知症総合支援事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3)認知症施策の推進

この事業の実施方針	認知症対応を行う各専門機関と連携を密にし、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域において、より良い環境で暮らし続けられるための支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	鈴鹿認知症初期集中支援チームとの連携及び情報共有する。
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	鈴鹿南部認知症初期集中支援チームとの連携及び情報共有する。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症地域支援推進員と連携する。
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	認知症地域支援推進員と連携する。 鈴鹿認知症初期集中支援チームと連携する。
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症地域支援推進員と連携する。 鈴鹿認知症初期集中支援チームと連携する。
その他, 認知症総合支援にかかる取組		1 認知症疾患医療センターとの連携	連携型認知症疾患医療センターと連携及び情報交換する。
		2 認知症専門医との連携	鈴鹿市認知症初期集中支援チーム員会議に出席する。
		3 チームオレンジとの連携	チームオレンジコーディネーターと連携する。 チームオレンジ鈴鹿と協働する。
		4 認知症フレンドリーシティ鈴鹿の構築支援及び参画	関係機関と連携する。

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 4) 生活支援体制整備事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス
この事業の実施方針	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体との連携を密にし、多様な日常生活上の支援体制の充実や強化、また高齢者の社会参加を促すことで、安心して生活できる地域づくりを推進する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	圏域内に不足するサービスを把握し、圏域担当生活支援コーディネーターと連携する。
		2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	圏域担当生活支援コーディネーターと連携する。地域づくり協議会における進捗状況を共有する。
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	圏域担当生活支援コーディネーターとの連携する。第2層協議体会議へ参加する。
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	第2層協議体会議へ参加する。旭お助け隊と連携する。まちづくり協議会と連携する。
その他, 生活支援体制整備にかかる取組		孤立・孤独問題への対応	集いの場の活性化支援 Well-beingの浸透 孤立・孤独問題に関する関係法令の周知



2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業  
(イ)ウ) 会議等への出席

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	—

この事業の実施方針	会議への出席を通して、地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域ニーズを把握する場とする。また、専門職部会等においては、担当圏域の地域課題を整理、提供し、議題とする。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	圏域内地域密着型サービス運営推進会への参加: 定期
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	年12回
		2 センター合同連絡会への出席	定期
		3 専門職部会への出席	主任CMW、保健師・看護師W、社会福祉士W 各年12回
		4 その他各種研修会への出席	3職種各専門領域にこだわらず、横断的に参加する
		5 包括よくなるチームへの参加	「包括よくなるチーム」へ参加する。
その他, 会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	<p>利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を適切に分析し、計画作成に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者と共に、設定された目標を達成できるよう支援する。また、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを組み合わせ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。加えて、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者を「支えられる側」といった固定的な立場で区別するのではなく、自立支援を通じて介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、「社会参加」や「役割」、「居場所」、「出番」というキーワードを意識しながら行う。</p>
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	自宅訪問によるアセスメント及びプランニングを行う。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	多様なサービスについての情報共有及び活用事例を共有する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	委託先選定にかかるルールを策定する。
		2 委託先事業者への研修会の実施	ケアマネジャー支援会議：年3回
		3 委託先事業者との間の情報管理	原則、包括窓口対応とする。
		4 委託したケアプランの質の確保	定期的に報告を受ける体制を整備する。
		5 委託先事業者の安定的な確保	ケアマネジャー支援会議：年3回
その他, 指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	災害に備え、データベースバックアップを遠隔地に保存し、被災時も緊急連絡先等データを閲覧できる仕組みを整えるとともに、定期的に紙媒体での一覧打ち出しを行う。また、法人BCPIに従い、各職員とICTによる連絡体制を構築し、法人内事業所各拠点等を利活用する。感染症対策としては、スタンダードプリコーションのもと、正しい知識の下で適切に対処し、クラスター発生時には、法人及び関係機関によるバックアップ体制を敷く。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	BCPの策定、正確な情報伝達手段を確保する。研修への参加、訓練等を実施する。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	BCPの策定、正確な情報伝達手段を確保する。研修への参加、訓練等を実施する。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	グループウェア、SNSの活用等
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	グループウェア、SNSの活用等
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等